

求人情報掲載に関する規約

第1条（総則）

情報掲載申込者（以下「依頼主」という。）は、ここに定める全ての規約を遵守するものします。本規約は、公益社団法人日本視能訓練士協会（当協会）がウェブサイト上の求人情報（以下「求人情報」）を運営するにあたって、求人情報への求人情報掲載申込者である依頼主と当協会との一切の關係に適用します。

本規約は、ウェブサイト上に、常時提示します。

第2条（情報掲載の拒否権）

当協会は、掲載の申し込みをされた情報の内容を審査し、掲載情報としてふさわしくないと判断した場合は、情報掲載を拒否することができるものとします。ふさわしくないと判断は、当協会が独自に判断できるものとし、当協会は、その理由を開示する義務を負いません。

一例として、以下のような内容を含む情報は、当協会の提供する求人情報を利用することはできません。また、以下の内容を含まない場合でも、当協会が独自の判断に基づいて情報掲載を拒否することがあります。

1. 違法な活動を支援または助長しているもの
2. マルチ商法、ねずみ講等に関わるもの
3. 政治・宗教を題材としたもの
4. その他、当協会がふさわしくないと判断したもの

第3条（情報掲載料金）

依頼主は、前項を踏まえた上で、当協会が定めた情報掲載料金に従うこととします。

情報掲載料金については、当協会が別途（「ご利用方法」に掲載）定めるとおりとします。

第4条（情報の掲載位置）

掲載位置は、原則として、当協会が指定する位置とします。

第5条（情報掲載内容）

当協会が予め用意した求人情報フォームに依頼主が求人に必要な内容を自ら記入し当協会に申し込みます。当協会は受け取った申し込み内容をウェブページ上に掲載します。

・当協会は求人情報のみを掲載します。求人情報は、依頼主に対し特定又は不特定の求職者を紹介又は推薦するものではありません。

・当協会は、原則的に求職者と依頼主との間で行われる交渉に一切関与せず、何ら調整等の行為を行いません。

・掲載数は1ヶ月あたり1回を限度とします。

・掲載期間は最長6ヶ月とします。それ以降も募集継続される場合は再度、申し込みを必要とします。

・求人が決まった時は、連絡をいただいた時点で削除します。

・削除後に新たに掲載を希望する場合は再度、申し込みを必要とします。ただし、前回の掲載から6か月経過していない場合は、前回の掲載日を起算日とし6ヶ月間の掲載となります。

・掲載内容は、募集形態、採用人数、施設名称、住所、連絡先（電話番号、電子メールアドレス）、担当者、ホームページURLとします。

第6条（情報掲載の支払い）

当協会が別途（「ご利用方法」に掲載）定めるとおりとします。

第7条（申込事項の変更）

依頼主は、申込事項に変更が生じた場合、速やかに、当協会への通知を行うこととします。

第8条（秘密保持）

当協会は、依頼主から開示された営業上・技術上の情報を、情報配信の遂行目的以外に自己又は第三者のために使用しないとするとともに、第三者に対し、開示・漏洩しないものとします。また、掲載終了後、情報掲載データは、一定期間保管後、消去・破棄します。

第9条（契約解除）

当協会は、本規約第2条に定め反する内容の情報であると判明した場合には、直ちに情報配信を停止し、被った損害の賠償を請求します。その場合、いかなる理由にかかわらず、いつでも契約を解除する権利を有するものとします。

当協会は、事前通告なく情報配信の停止、及び情報掲載サービスの提供を拒否することができるものとします。

第10条（免責）

当協会は、停電・通信回線の事故・天災等の不可抗力、通信事業者の不履行、インターネットインフラ、その他サーバー等のシステム上の不具合、緊急メンテナンスの発生など、当協会の責に帰すべき事由以外の原因により情報掲載契約に基づく債務の全部または一部を履行できなかった場合、当協会は、その責を問われないものとし、当該履行については、当該原因の影響とみなされる範囲まで義務を免除されるものとします。

情報の配信中に当該情報からのリンク自体が無効であったり、リンク先のサイトに不具合が発生したりした場合、当協会は、当該情報の配信を停止することができるものとし、この場合、当協会は情報不掲載の責任を負わないものとします。

当協会は、依頼主が求人情報利用者または第三者に対して損害を与えた場合、その一切の責任を負わないものとします。

当協会は、求人情報利用者が依頼主を通じて得る情報などについて、その完全性・正確性・確実性・有用性など、いかなる保証も行わないものとします。

当協会は、求人情報利用者が使用するいかなる機器、ソフトウェアについて、その動作保証を一切行わないものとします。

第11条（協議）

本約款に定めのない事項及びその解釈に疑義が生じた事項については、当協会と依頼主との間で協議の上、誠意を持って解決・決定することとします。協議により解決できない問題については、当協会が指定する地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

第 1 2 条（規約の変更）

本規約及び条件は、当協会の判断により依頼主の承諾なく変更・改訂を行うことができます。改訂後の本規約も、当協会と依頼主との間の一切の關係に適用されるものとします。

制定：2018年4月1日